

令和5年2月6日

横浜市会議長

清水 富雄 様

大都市行財政制度特別委員会

委員長 長谷川 琢 磨

大都市行財政制度特別委員会報告書

本委員会の付議事件に関して、活動の概要を報告します。

1 付議事件

大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。

2 調査・研究テーマ

特別自治市制度の立法化に向けたプロセスについて

3 テーマ選定の理由

令和4年1月に、内閣総理大臣の諮問機関である第33次地方制度調査会が設置された。同調査会では社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議することが諮問され、審議が継続している。

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、人口が集中する我が国の大都市のリスクや制度の課題を浮き彫りにし、改めて大都市制度改革の必要性が高まっている。

令和3年3月に横浜特別自治市大綱を改訂したことに連関し、本市会では、令和3年6月に特別自治市制度の早期実現を求める意見書を、令和4年2月には特別自治市の早期実現に関する決議を可決した。また、神奈川県においても令和4年3月に特別自治市構想に対する神奈川県の見解を公表し、令和4年5月には県知事と県内3指定都市市長が特別自治市をテーマに懇談し、「今後も、県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、知事、三市長のトップレベルでの協議を行っていくこと」に合意した。

一方で、特別自治市の実現に向けて、県市間協議の実効性を高めていくためには国会における立法化が前提となるため、本市会としても、これまでの制度設計から制度実現に向けて、特別自治市の早期立法化を国や政党に求めていくための機運醸成の取組が求められる。

そこで、本年度の当特別委員会は、国・政党や他自治体の動向や昨年度委員会の実績（実現に向けたプロセスとしての市会決議可決など）を踏まえ、「特

別自治市制度の立法化に向けたプロセス」について調査・研究し、議論を深めていくこととした。

4 委員会活動の経緯等

(1) 委員会（令和4年6月9日開催）

令和4年度の委員会運営方法に関して委員間で意見交換を行い、今年度の本委員会における調査・研究テーマを決定した。次に、政策局より、新たな大都市制度の創設に向けた検討状況等について説明を聴取し、質疑を行った後、令和5年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）の検討状況について説明を聴取し、質疑を行った。

ア 議題

- ・ 令和4年度の委員会運営方法について
- ・ 新たな大都市制度の創設に向けた検討状況等について
- ・ 指定都市の「令和5年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について

イ 当局説明概要

(ア) これまでの当委員会の主な取組及び国の動向

a 平成28年度

未来を見据えた大都市制度の実現に向けた行財政運営の調査・研究についてをテーマに議論した。

平成29年3月には、地方自治法に基づく横浜市神奈川県調整会議を初めて開催し、パスポート発給事務の移譲について合意した。

b 平成29年度

地方制度改革と多様な大都市制度のあり方についてをテーマに議論した。

平成30年3月には、本市の附属機関である第3次横浜市大都市自治研究会を設置した。

c 平成30年度

特別自治市の実現に向けた持続可能な大都市経営のあり方について議論した。

平成30年6月には災害救助法の一部を改正する法律が成立した。

d 令和元年度

2040年頃の課題を見据えた大都市行財政制度のあり方についてを調査・研究テーマに議論した。

平成31年4月には本市は災害救助法の規定に基づく救助実施市の指定を受けた。これにより、大規模災害に際し、避難所の運営や仮設住宅の供与等の救助事務について、救助実施市が自らの事務として被災者を円滑かつ迅速に救助することが可能となった。

また、県の事務処理特例に関する条例の改正による権限移譲に伴い、10月に市のパスポートセンターを設置した。

e 令和2年度

社会経済情勢の変化に対応する特別自治市のあり方についてを調査・研究テーマに議論した。

令和2年12月の第3次横浜市大都市自治研究会答申を受け、令和3年3月に横浜特別自治市大綱を8年ぶりに改訂した。

令和2年11月には指定都市市長会、多様な大都市制度実現プロジェクトを設置した。

f 令和3年度

特別自治市実現に向けたプロセスの調査・研究についてをテーマに議論した。

令和3年5月には、本市会の清水議長が全国市議会議長会会長に就任した。

6月には、特別自治市制度の早期実現を求める意見書を本市会として可決し、内閣総理大臣をはじめ、国に対し意見書を提出した。

令和3年8月から令和4年3月にかけて、特別自治市制度の設計に向けた事務・事業等の調査委託を行い、報告書を取りまとめた。

指定都市市長会、多様な大都市制度実現プロジェクトの最終報告書が令和3年11月に公表された。併せて、多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言が、国に対して提出された。

令和4年1月には、第33次地方制度調査会が発足し、全国市議会議長

会会長として清水議長が参画している。

令和4年2月には、特別自治市の早期実現に関する決議を行った。

g 令和4年度

令和4年5月に第44回県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会が開催された。

また、同月に指定都市市長会、多様な大都市制度実現プロジェクトが改めて設置された。このプロジェクトは県内の3指定都市の市長を含め12の市長で構成され、特別自治市の制度化に向けた機運醸成の取組を進めるとともに、指定都市市長会の主張をタイムリーに発信していくものである。

(イ) 第44回県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会の開催趣旨

a 概要

懇談会は、令和4年5月6日に横浜市庁舎において、知事と県内3指定都市市長が一堂に会し、開催された。

開催の背景として、神奈川県内全域においても本格的な人口減少社会が到来する中で、自治体は持続可能な行政運営に向けた取組が求められていること。人口減少は、経済、医療・介護、地域社会に影響を及ぼすこと。神奈川県は指定都市等が多く存在し、市町村が処理する事務の領域が大きく、県内人口の約8割は保健所設置市が所管していることなどを挙げている。

こうした背景を踏まえ、持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担についてをテーマに意見交換を行った。

b 特別自治市構想をめぐる動向

県内3指定都市、神奈川県とも、それぞれが特別自治市に関する検討・研究を進めてきた。そこで、四首長の率直な意見交換により、県と指定都市の課題を共有し、持続可能な県民サービスの提供に向けた役割分担について懇談する場として、この懇談会が開催された。

c 結果概要

人口減少・少子高齢化社会において、限られた資源を有効活用し、真に必要なサービスを必要な人に確実に届けていくためには、広域自治体

である県と3指定都市の役割分担を明確化し、持続可能な行政運営を展開し、行政効率を向上させていく必要があることから、特別自治市構想等大都市制度について四県市で率直な意見交換を行い、それぞれの考え方を共有した。また、今後も県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、知事、3市長のトップレベルの協議を行っていくことで合意した。

ウ 委員意見概要

- ・特別自治市の法制化について議論していく上で、住民目線に立つことが非常に大事である。また、広報についてさらに検討を進めるべきである。
- ・白本は、20指定都市でまとめるため、本市の要望とは異なる点も多い。盛り込まれなかった項目についても、別の機会に、国に対して要望すべきである。
- ・白本と青本について、それぞれ指定都市の要望であることには変わらないため、分かりやすい内容にしていくために合本する意義はある。
- ・海外には特別自治市に近い制度を実施している事例もあり、こういった制度も調査し、先行事例として研究すべきである。
- ・神奈川県は住民目線から見て法制度化することは妥当でないという立場にあるが、政令指定都市側から見て、住民にとってどういったメリットがあるか論点整理をすべきである。
- ・現行の法律の枠組みの中でも、広域防災、経済連携や観光連携等、大都市制度に近づくような取組はある。法律の今の枠組みの中でできることから実行し、市民にも分かるような形で制度を少しでも前に進めるべきである。

(2) 委員会（令和4年8月5日開催）

調査・研究テーマに関連して政策局より、指定都市市長会における多様な大都市制度実現プロジェクト等について説明を聴取し、質疑・意見交換を行った。次に、財政局より、令和5年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について説明を聴取し、質疑を行った。

ア 議題

- ・調査・研究テーマ「特別自治市制度の立法化に向けたプロセス」について
- ・指定都市の「令和5年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充について

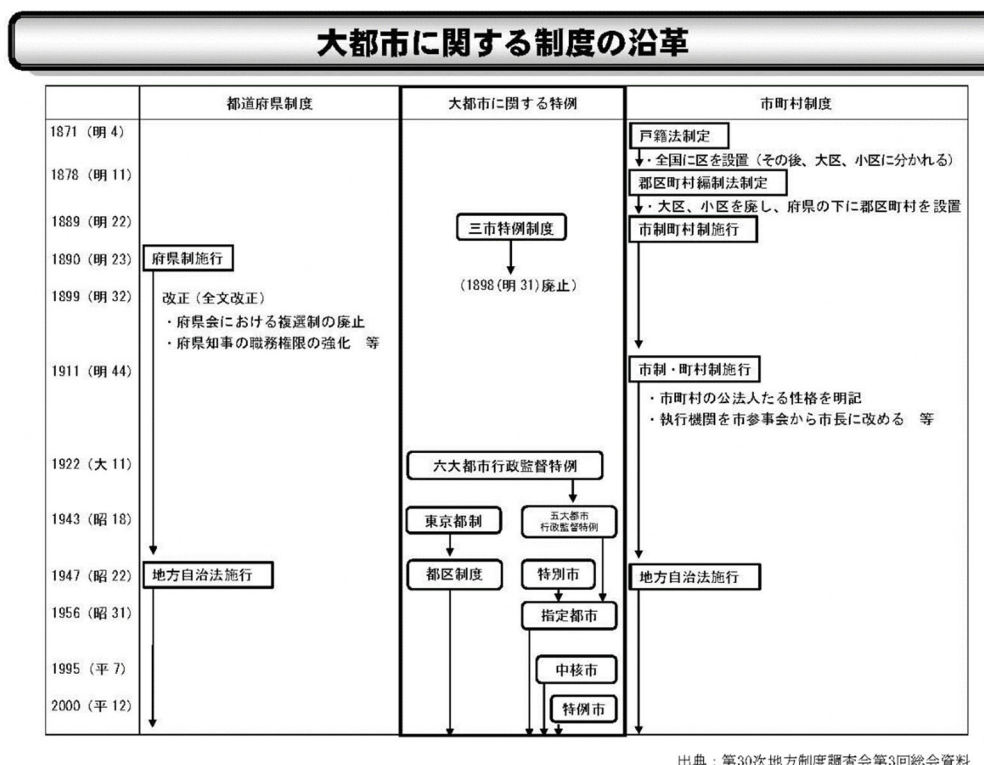
の要望（通称：青本）」について

イ 当局説明概要

(ア) これまでの大都市制度の法制度

a 大都市に関する制度の沿革

大正11年（1922年）に横浜を含む6大都市を対象に府県知事の許認可を不要とする特例を設けた六大都市行政監督特例が成立した。昭和22年には地方自治法が施行され、6大都市を対象に都区制度と特別市制度が制度化された。昭和31年には特別市制度が廃止され、指定都市制度が制度化され、暫定的な制度として65年以上続いている。



(委員会資料抜粋)

b 特別市制度の概要

特別市制度の対象となる市は、人口50万以上の市であり、法律で個々に指定するものとなっている。この法律は、地方自治特別法となり、関係自治体の住民投票が必要とされていた。都道府県との関係としては、都道府県の区域外となっており、組織の特例としては、区が設置されること、区は法人格を有しないこと、区長は公選とすること、区に議会は

置かれたいということが設けられた。

指定都市制度については、昭和31年に制度化された。都道府県との関係は、都道府県に包括されるようになっており、事務配分の特例、関与の特例、行政組織上の特例、財政上の特例など、大都市に対する特例が設けられた。

c 都区制度

都区制度は昭和22年に制度化され、都の区を特別区とし、特別区は法人格を有し、公選の長と公選の議会を置くこととされている。特徴としては、都は市町村が処理する事務のうち、大都市地域における行政の一体性・統一性の観点から都が一体的に処理する事務である「事務配分の特例」や税財源の調整の仕組みとして「都区財政調整制度」が設けられている。

d 大都市地域における特別区の設置に関する法律

いわゆる大阪都構想のもととなる法律であり、現行の指定都市制度が抱える二重行政を完全に解消する方法の1つとして、平成24年に成立した法律である。

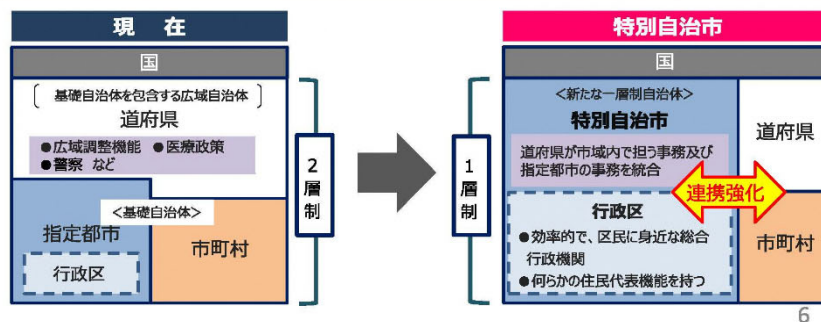
特別区の設置の手続きとして、まず、関係市議会、道府県議会の議決を経て特別区設置協議会を設置する。その後、特別区設置協定書について関係市議会、道府県議会の承認を受けたうえで、特別区の設置について選挙人の投票を行い、有効投票数の過半数の賛成があれば、共同申請し、総務大臣が市の廃止と特別区の設置の処分をすることになる。

e 特別自治市制度の概要

特別自治市は、広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体であり、圏域において、他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担う。

I-3 特別自治市制度の概要

- 特別自治市は、広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体とする。
- 特別自治市の法的位置付けは、現行の地方自治法第2条第3項に規定する市町村（基礎的な地方公共団体）、同第5項に規定する都道府県（広域の地方公共団体）のいずれにも該当しない新たな地方公共団体であり、「特別地方公共団体」とする。また、その事務は、現行の指定都市が担う事務及び道府県が指定都市の市域内において担う事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整事務や補完事務を除く）を処理する。
- 特別自治市は、一層制であることから、道府県が有する包括する市町村の連絡調整機能や補完機能は有しないが、圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担う。



出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）資料

8

（委員会資料抜粋）

f 特別自治市の法的位置づけの整理

特別自治市は特別地方公共団体としており、区域は、都道府県の区域外とし、一層制自治体としている。

事務は、「市及び市域内における都道府県に属する事務、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理し、圏域において、地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う」としている。

税財源の調整は、「区域内における地方税は特別自治市が一元的に賦課徴収する」としており、市民目線では地方税の納税先が一元化されることになる。

区については、「行政区として、法人格を有しないこととし、行政区において更なる住民自治機能の強化に努める」としている。

g 移行手続きの手法案の整理

移行手続きについて2つの案があり、1つ目は、地方自治法第6条の2に規定する「申請に基づく都道府県合併」を参考とし、関係団体からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める方法、2つ目は、「大

都市地域における特別区の設置に関する法律」を参考とし、別に移行手続法を定めるとしている。発意の主体については、いずれも「道府県と指定都市の共同申請」としている。

意思決定の方法は、1つ目の案では、「市議会・道府県議会の議決、国会の承認」とし、2つ目の案では、「市議会・道府県議会の議決、総務大臣の処分」としている。

住民投票の考え方は、いずれも「移行にあたって住民代表である市議会及び道府県議会の議決を経ること、市民目線では市の区域は変わらず、新たな住民負担も発生しないことから、住民投票は制度化しない。」としている。

共同申請に向けた道府県と指定都市の調整の仕組みとして、いずれも「『地方自治法第252条の21の2に基づく指定都市都道府県調整会議に準じた仕組み』や『地方自治法第252条の2の2に基づく協議会の設置に準じた仕組み』を参考として、道府県との調整の仕組みを設ける。」としている。

Ⅲ-3 移行手続きの手法案の整理

| | 移行手続き案① (地方自治法に規定) | 移行手続き案② (別途特別法に規定) |
|-------------------------|---|--------------------------------------|
| 手法案 | 関係団体からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める | 大都市地域における特別区の設置に関する法律を参考に別に移行手続法を定める |
| 参考法令 | 地方自治法第6条の2 (平成16年施行) | 大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成25年施行) |
| 発意の主体 | 道府県と指定都市の共同申請 | |
| 意思決定の方法 | 市議会・道府県議会の議決 国会の承認 | 市議会・道府県議会の議決 総務大臣の処分 |
| 住民投票の考え方 | 移行にあたって住民代表である市議会及び道府県議会の議決を経ること、市民目線では市の区域は変わらず、新たな住民負担も発生しないことから、 住民投票は制度化しない。 (地域の実情に応じ任意で実施) | |
| 共同申請に向けた道府県と指定都市の調整の仕組み | 『地方自治法第252条の21の2に基づく指定都市都道府県調整会議に準じた仕組み』や『地方自治法第252条の2の2に基づく協議会の設置に準じた仕組み』を参考として、道府県との調整の仕組みを設ける。 | |

・住民投票については、地域の実情に応じ実施する場合は『特別自治市に移行する基礎自治体のあり方を問うもの』であり、その対象範囲は、『特別自治市に移行する区域の住民』とするのが適当との意見があった。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告(令和3年11月)資料 10

(委員会資料抜粋)

h 特別自治市をより分かりやすく伝えるための工夫

令和4年7月19日の指定都市市長会議で、特別自治市の通称として「特別市」を使用することが決定された。今後は、通称の「特別市」を使用しながら制度内容やメリットをより分かりやすく伝えていくことで、特別市の実現に向けて取り組んでいく。

(イ) 住民目線から見た特別市の法制化の必要性

令和4年7月27日に横浜・川崎・相模原の3市長の共同会見で、「住民目線から見た特別市の法制化の必要性」について発表した。

a 会見の開催趣旨

- ・四首長懇談会で示された県からの指摘を、3市で改めて住民目線で精査・分析する。
- ・県と指定都市の役割分担については、現行の枠組にとらわれず、未来志向で議論が必要である。
- ・二重行政の解消には、地方自治の新しい仕組みが必要である。

b 県内3指定都市が目指す特別市の姿や考え方

特別市は、新たな地方自治体であり、特別市になることで、二重行政を解消し、迅速かつ柔軟な行政運営が可能となり、また、県は特別市以外の市町村の補完・支援により一層注力することが可能となる。

特別市の実現により、行政サービスの向上や課題への素早い対応が期待できる。

目指す特別市の姿の具体的な事例として、子育て支援に関する窓口の一本化や、交通安全対策における、市民ニーズの迅速かつ的確な把握による市民の安心・安全の確保などがある。

権限移譲の実態

実現した権限移譲の多くは国の法改正によるもの
二重行政の解消には県市間の協議では限界がある

指定都市が指摘する

■第30次地方制度調査会答申で示された「指定都市に移譲されていない主な事務(73件)」のうちこれまでに権限移譲が実現した事務

| 県市間協議(調整会議)で 実現した権限移譲 | 国の法改正で 実現した権限移譲 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">パスポート発給事務 (横浜市) | <ul style="list-style-type: none">県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定、学級編成基準の決定火薬類の製造許可等大規模災害時の応急救助の実施 |
| 計 1件 | その他 約30件 |

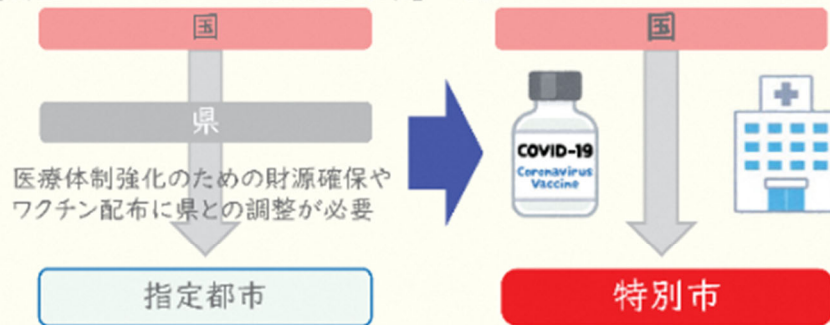
9

目指す特別市の姿③

司令塔の一本化による

迅速かつ地域の実情を踏まえた課題解決

【新型コロナウイルス感染症対策】の例



国と直接やりとりを行い素早く適切な対応が可能

23

(委員会資料抜粋)

c 特別市の制度化に向けた論点① 県の総合調整機能への支障

特別市は県の総合調整機能に支障を生じさせるものではなく、むしろ、県が指定都市以外の市町村の補完・支援に、より一層注力することが可能となり、県内市町村に対するメリットが期待できる。

特別市は、圏域において、他の基礎自治体との連携の中心的な役割を果たすなど、近隣市町村にもメリットが大きい。

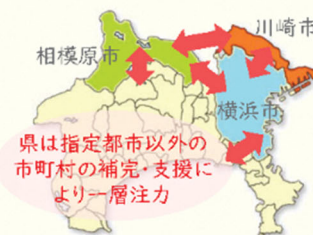
今後の方向性として、県の総合調整機能に支障を及ぼすものではなくメリットのほうが大きいことを、市民・県民に丁寧に説明し、効率的・効果的な住民サービスを提供できるよう、新たな連携・協力関係の構築の在り方について県と3市で建設的な検討・議論が必要である。

特別市の制度化に向けた論点①

論点① 県の総合調整機能に支障が生じるおそれ

■今後の方向性

- 県内の総合調整機能に支障を及ぼすものではなく、メリットの方が大きいことを市民・県民等に丁寧に説明



- 効率的・効果的な住民サービスを提供できるよう、新たな連携・協力関係の構築のあり方について、県と3市で**建設的な検討・議論が必要**

28

(委員会資料抜粋)

d 特別市の制度化に向けた論点② 県の財源不足の拡大

広域自治体において必要な財政需要については、一義的に地方交付税で措置されるべきもの、また、国・地方間の適切な税源配分や財政調整が可能となるよう、地方税財政制度の見直し等が必要である。また、県が処理する事務について、適切な税源配分や財政調整が必要である。

今後の方向性として、県からは留保財源が大幅に減少すると示されているが、今後、根拠となる数値を県から提示してもらいながら、県・県内3指定都市で調査・研究を行っていくことを提案する。

e 特別市の制度化に向けた論点③ 県民・市民への大きな費用負担

特別市が法制化され、移行に向けた取組の中で、県・市間で詳細に検討・協議すべき事項であるとし、施設へのアクセスの容易性・利便性などの住民サービスの水準がどう変化するかについても精査が必要であ

るとしている。

また、今後の方向性として、人口減少や少子高齢化などの社会経済状況にも適切に対応し、効率的・効果的な行政運営の観点なども含め、幅広く総合的な検討が必要であり、県・市間で調査・研究を行っていくことを提案する。

f 特別市の制度化に向けた論点④ 住民代表機能への影響

特別市には、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。また、区は、都市内分権を担保しながら、大都市としての一体性を損なわないよう、行政区として法人格を有しないことを想定している。区の役割、予算、裁量等の拡充と併せ、区長の位置づけの強化や、区行政に対する議会の意思決定機能、チェック機能を強化する必要がある。

今後の方向性として、住民代表機能を持つ区の在り方については、地域の実情に応じて、本市が検討を行っていくことが必要であるとしている。

以上4つの論点についての見解のように、県から示された事項は、法制化に向けた課題や懸念には当たらず、県内3指定都市は、特別市の法制化に向けて取組を進めていく。

g 基礎自治体の現状

住民ニーズの複雑多様化や、広域自治体と基礎自治体の役割分担の多様化、現行制度の課題の顕在化などがあるため、地域特性に合わせた地方自治制度の再構築が必要であるとしている。

h 大都市が果たす役割

基礎自治体としての現場力、大都市としての総合力、双方を果たしていくことが求められ、多種多様な行政課題に対応している大都市が、その能力・役割に見合った権限と財源を持つことが必要であるとしている。

i 現在の大都市制度の状況

指定都市制度、特別区設置制度が法制化されている中で、特別市制度は制度化されていないため、地域の実情に応じてふさわしい大都市制度を選択できるようにすべきである。

j 特別市の実現による効果

大都市の自立により二重行政を完全に解消し、市民サービスの向上が実現され、また、近隣自治体との連携による持続可能な強い圏域づくり、多極分散型社会の実現により、特別市が日本の成長エンジンとなる。

k 特別市法制化の必要性まとめ

- ・特別市の移行により、住民サービスが向上し、各都市の行政課題に的確に対応することが可能になる特別市制度は、市民はもとより、近隣自治体及び我が国の将来にとっても重要な制度である。
- ・地方自治体が地域の実情に応じてふさわしい大都市制度を選択できることを目指すものである。
- ・実際の移行に当たっては、住民の意向を確認しながら様々な手続を踏まえることが必要である。
- ・市民・県民の皆様特別市制度の意義やメリットなどを丁寧に説明し、住民目線の議論を進めながら、法制化につなげていく。

l むすび

特別市制度は、地方自治の新しい仕組みであり、今こそ法制化が必要である。地域にふさわしい地方自治を実現するために、地域特性を踏まえた行政運営のため、ふさわしい自治の在り方を選択できるようにすべきであり、全国一律の自治構造を変えていくべきである。

ウ 委員意見概要

- ・特別自治市の通称として特別市を使用することは、市民にも分かりやすい。継続してこの通称を使用していくため、横浜特別自治市大綱の名称や、市民向けの広報物等の変更についても対応していくべきである。
- ・各会派において、川崎市・相模原市の両議会と連携した取組を進めることができれば、議会サイドの機運醸成の拡大につながる。特別市制度は人口減少・少子化が進展する中、持続可能な地方自治制度の再構築につながっていくものであり、まさにこれからの日本の未来にとって必要な制度である。当局においても、引き続き市会と連携してしっかりと取り組むべきである。
- ・県や市が話し合いをする枠組みについて、随時開催ではなく、定期開催し、

様々な課題を可視化し、目標をもって解消していくことが重要である。

- ・ 県と市で相談し、二重行政の解消に向けて、政策的な一体化、窓口の一本化等を検討していくべきである。
- ・ 特別市制度が実現した際に市民が享受できるメリットについて、市民に伝えていくべきである。
- ・ 県内3指定都市が特別自治市制度の実現に向けて積極的であったとしても、神奈川県との協力がないと前に進められない。県の協力をどれだけ得られるかが重要である。
- ・ 例えば公営住宅の申込みについて、特別市の実現によってどれだけコスト削減ができ、市民の手続きが楽になるか、そういった点も市民目線になって周知していくべきである。
- ・ 要望活動について、本市選出の国会議員、また川崎市、相模原市も含めて、強く訴えていく必要がある。
- ・ 特別市の実現について、本市の職員も意識を高く持ち、理解をしていくという機運づくりが必要である。法整備、市民の意識醸成、職員の意識醸成の三本柱で取組を進めていくべきである。
- ・ 特別市の問題は、国に法制化をしてもらうことも必要であるし、県の理解を深めるということも大切であるが、正しい情報を市民にしっかりと伝え、世論を形成していくことが一番大切である。これによって県も国も動くのではないだろうか。
- ・ 市民は、しっかりとしたストーリーがないと心を動かされない。信号機の設置や横断歩道の塗り直しなどの具体的な事例を挙げて、特別市の必要性について具体的な言葉で伝えていくべきである。
- ・ 指定都市の行政は指定都市に任せることで、指定都市以外の市町村については、県が広域行政としてしっかりと施策を展開することができる。そのため、指定都市が抜けたほうが市町村にとってもメリットがあるということを、市町村の首長、議会に理解してもらう必要がある。
- ・ 特別市の議論については、当委員会も、長年にわたって議論を繰り返しており、本会議の様々な場面、あるいは予算決算特別委員会などでも、広く議員から意見がなされているため、指定都市都道府県調整会議での特別市

に 関 して の 議 論 に つ い て は 、 議 会 側 の 長 も 出 席 し 、 議 論 を 深 め て い く べ き である。

- ・ 今 後 、 当 委 員 会 と し て も 、 国 有 る い は 国 会 に 対 し て 、 特 別 市 の 法 制 化 に 向 けて の 要 望 活 動 な ど を 行 っ て い く べ き である。

(3) 委員会 (令和4年9月21日開催)

調 査 ・ 研 究 テ ー マ に 関 連 し て 政 策 局 よ り 、 横 浜 特 別 自 治 市 大 綱 改 訂 の 方 向 性 に つ い て 説 明 を 聴 取 し 、 質 疑 ・ 意 見 交 換 を 行 っ た 。 次 に 、 財 政 局 よ り 、 令 和 5 年 度 大 都 市 財 政 の 実 態 に 即 応 す る 財 源 の 拡 充 に つ い て の 要 望 (通 称 : 青 本) に つ い て 説 明 を 聴 取 し 、 質 疑 を 行 っ た 。

ア 議題

- ・ 調 査 ・ 研 究 テ ー マ 「 特 別 自 治 市 制 度 の 立 法 化 に 向 け た プ ロ セ ス 」 に つ い て
- ・ 指 定 都 市 の 「 令 和 5 年 度 大 都 市 財 政 の 実 態 に 即 応 す る 財 源 の 拡 充 に つ い て の 要 望 (通 称 : 青 本) 」 に つ い て

イ 当局説明概要

(ア) 横浜特別自治市大綱改訂の方向性について

a 概要

本大綱は、第30次地方制度調査会の設置や大都市地域における特別区の設置に関する法律の成立を踏まえ、本市にふさわしい大都市制度・特別自治市の早期創設を目指し、特別自治市が求められる背景・必要性、制度の骨子、プロセス等を示すため、市会の議員との議論を経て、平成25年3月に策定した。その後、策定以降の大都市制度改革に関する国や本市等の動向を踏まえ、令和3年3月に改訂している。

b 横浜特別自治市大綱改訂の必要性

令和3年3月の改訂以降、県内3指定都市や指定都市市長会、神奈川県等において、特別市をめぐる動向に大きな変化があったことから、特別市に関する情報の更新を行うとともに、新たな考え方を提示する必要がある。

令和3年6月には市会において、特別自治市制度の早期実現を求める意見書が可決された。また、神奈川県においては、特別自治市構想等大都市制度に関する研究会が設置され、11月には報告書が県知事宛てに提

出されている。同じく11月には、指定都市市長会が多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書を取りまとめた。

令和4年2月には、市会において、特別自治市の早期実現に関する決議が可決された。

3月には、横浜・川崎・相模原市の3市長連名で、指定都市都道府県調整会議の開催の申出に対する神奈川県知事の対応についてを発出し、県知事に、指定都市都道府県調整会議にこだわることなく、3市長との前向きで率直な議論を求めた。これに対し、知事からは、3市長のトップ同士の協議の求めにしっかり対応していきたい旨のコメントが発出された。

3月16日には、神奈川県が特別自治市構想に対する神奈川県の見解を公表したことを受け、翌17日に3市長連名で特別自治市構想に対する神奈川県の見解に対する緊急声明を発出している。

5月6日には、県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会を開催し、今後、県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、知事、3市長のトップレベルでの協議を行っていくことに合意した。

7月には、第54回指定都市市長会議が開催され、特別自治市をより分かりやすく伝えるための工夫として、通称名として特別市を使用することが決定した。

また、7月27日に、横浜・川崎・相模原3市長が共同で、「住民目線から見た「特別市」の法制化の必要性～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表している。

指定都市市長会において、機運醸成の取組の一環として、特別市という名称を使用することを決定したため、本大綱の名称を横浜特別市大綱に変更するとともに、大綱の本文で特別自治市と記載されている部分については、特別市に変更する。

大綱に記載されているデータや図表等で更新が必要なものについて、最新のものに更新する。

<特別市をめぐる主な動向>

| | |
|---------------|--|
| 令和3年 3月26日 | ・「横浜特別自治市大綱」改訂 |
| 6月4日 | ・横浜市会「特別自治市の早期実現を求める意見書」 |
| 6月8日 | ・神奈川県「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」設置 →「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会報告書」を神奈川県知事に提出 (11月26日) |
| 11月10日 | ・指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書」取りまとめ |
| 令和4年 2月18日 | ・横浜市会「「特別自治市」の早期実現に関する決議」 |
| 3月11日 | ・横浜市長・川崎市長・相模原市長「指定都市都道府県調整会議の開催の申出に対する神奈川県知事の対応について」発出 →知事に対し、指定都市都道府県調整会議にこだわることなく、三市長との前向きで率直な議論を求める旨を発出 ・神奈川県知事「指定都市都道府県調整会議の開催に係る3指定都市市長連名コメントに係る知事コメント」発出 →三市長のトップ同士の協議の求めにしっかり対応していきたい旨を発出 |
| 3月16日 | ・神奈川県「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」公表 |
| 3月17日 | ・横浜市長・川崎市長・相模原市長「「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」に対する緊急声明」発出 |
| 5月6日 | ・「県・横浜・川崎・相模原 四首長懇談会」開催 |
| 7月19日 | ・指定都市市長会「第54回指定都市市長会議」開催 →特別自治市をより分かりやすく伝えるための工夫として、「特別市」を使用することを決定 |
| 7月27日 | ・横浜市・川崎市・相模原市「住民目線から見た「特別市」の法制化の必要性～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」発表 |

(委員会資料抜粋)

ウ 委員意見概要

- ・昨年6月に特別自治市制度の早期実現を求める意見書を議決し、衆参両議院や内閣総理大臣等へ提出したが、国においては、大都市制度改革の実質的な議論はされていない状況にある。特別市の実現には、国会において立法化されることが必要であることから、本委員会としても、政府、衆参両院に対し、特別市の法制化に向けた要望活動を行っていくことが必要である。
- ・377万人の人口を抱えている大都市横浜の自治の在り方を、市民自ら選択できるようにしていくことが必要であり、特別市の法制化は、その第一歩

につながる。

- ・特別市の法制化に向けた大都市制度改革の議論を推進させる意思表示を、本委員会として行うことが非常に重要である。
- ・特別市の早期実現に取り組むため、要望書の提出を行うべきである。
- ・現状の特別市に対する認識は、市民の間でも、県内の各政党の間でも、共通な認識、あるいは議論の到達があるとは言えない状況である。

(4) 要望活動（令和4年11月9日実施）

総務副大臣、衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に対し、特別市の法制化に関する要望を行った。

ア 要望内容

「特別市の法制化に関する要望書」（別添資料）

イ 総務副大臣、衆議院総務委員長、参議院総務委員長コメント要旨

(ア) 柘植 芳文 総務副大臣

住民のことを考えて何が一番良いのかが大事である。一番住民に近い基礎自治体の皆様の声をしっかりと受け止めたい。指定都市制度ができてから時間が経っており、課題があるようであれば、時代に合わせて制度を変えていかななくてはならない。

(イ) 浮島 智子 衆議院総務委員長

本来は県と市がスムーズに連携するのが理想だが、縦割りになっている面もある。特別市制度は議員立法でなければ難しいので、総務委員会としてどのように考えていけばいいか、委員とも話し合っていきたい。現場の声を聞かなければ分からないことも多いので、今後も現場の声をいただきたい。

(ウ) 河野 義博 参議院総務委員長

横浜市以外の大都市も同じような問題があると思う。現行制度には様々な課題があるので、議論を尽くしてあるべき姿を目指していきたい。

(5) 委員会（令和4年12月2日開催）

調査・研究テーマに関連して、政策局より横浜特別自治市大綱の改訂について説明を聴取し、質疑を行った。また、報告書の構成案について説明を行った。

ア 議題

- ・調査・研究テーマ「特別自治市制度の立法化に向けたプロセス」について

イ 当局説明概要

(ア) 横浜特別自治市大綱の改訂について

a 基本的考え方

- ・指定都市市長会における議論や機運醸成の取組の進展、神奈川県による特別市に対する見解の公表、県内3指定都市による特別市の法制化の必要性についての考え方の発表など、特別市をめぐる動向に合わせ、情報を追加・更新する。
- ・国や県が提示する特別市の課題に対する本市の見解を明示する。
- ・指定都市市長会において「特別市」という名称を使用することに合わせ、特別自治市の名称を「特別市」に変更するとともに、特別市を分かりやすく伝えるための工夫として、大綱のポイントをまとめた簡易版を新たに作成する。

b 表題

横浜特別自治市大綱から横浜特別市大綱に変更する。

c 第1 大綱策定の趣旨

令和3年3月の大綱改訂以降の県内3指定都市や指定都市市長会、神奈川県等における特別市をめぐる動向を踏まえ改訂する旨や、大綱の名称を横浜特別市大綱に変更する旨など、今回の改訂の趣旨等を追記する。

d 第2 大都市制度改革に関する取組及び動向

「1 横浜市及び指定都市市長会の主な取組」では、横浜市会の取組として、令和3年6月に特別自治市制度の早期実現を求める意見書が可決、また、令和4年2月に特別自治市の早期実現に関する決議が可決されたこと、そして、令和4年11月に、本委員会として衆議院、参議院、総務省等に対して特別市の法制化に関する要望書を提出したことを追記する。

また、指定都市市長会の取組として、令和4年7月に、機運醸成の一環として特別市という名称を使用することや、指定都市が一体となって情報発信していくことを決定したことなどを追記する。

「2 国及び神奈川県の変遷と横浜市の変遷」では、神奈川県の変遷として、令和4年3月に特別自治市構想に対する神奈川県の見解を発表し、特別市の課題・懸念を示すとともに、特別市の法制化は住民目線から見て妥当でないとしたことや、令和4年5月に県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会を開催し、持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担についてをテーマに議論した結果、今後も、県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、知事、3市長のトップレベルでの協議を行っていくことを合意したこと、また、令和4年7月に、横浜市・川崎市・相模原市が共同で「住民目線から見た「特別市」の法制化の必要性～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表し、県の見解に対する考え方を明示したことなどを追記する。

e 第3 特別市制度が求められる背景・必要性

「2 大都市及び横浜市を取り巻く現状と課題」について、神奈川県は、社会保障関係補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率等の取扱いに較差を設けており、租税負担の公平性が損なわれている状態となっていること、較差の是正については、県内3指定都市の共通要望として県に要望しているが、改善されていないことを追記する。

○ 補助格差是正を要望する事業（令和4年度神奈川県予算に対する要望）

| 事業 | 補助率 | | |
|---|-------|-------|--------|
| | 指定都市 | 中核市 | その他市町村 |
| 重度障害者医療費助成事業 昭和60年度から県補助率が縮減され、平成10年度から補助較差が設定 | 1 / 3 | 1 / 3 | 1 / 2 |
| 小児医療費助成事業 平成14年度まで県内全市町村への補助率1 / 2、平成15年度から補助較差が設定 | 1 / 4 | 1 / 3 | 1 / 3 |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 平成15年度まで県内全市町村への補助率1 / 2、平成16年度から補助較差が設定 | 1 / 3 | 1 / 3 | 1 / 2 |
| 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業 平成9年度の県補助制度開始以来、対象外（本市は平成7年度から事業開始） 本市は県内他都市と比して支給者数が格段に多いにも関わらず、全額本市負担 | 対象外 | 1 / 3 | 1 / 2 |

出典：横浜市「令和4年度神奈川県予算に対する要望」を基に作成

（委員会資料抜粋）

f 第4 本市が目指す特別市制度

「3 特別市移行に向けた手続等」では、特別市への移行に当たり、住民投票や議会の議決などの仕組みが法律により制度化されることが想

定されること、住民投票が制度化された場合の住民投票の対象範囲については、特別市に移行する区域の住民とすべきであることを追記する。

次に、「4 特別市に対する課題・懸念に係る横浜市の見解」を新たに項目として追加し、神奈川県から示された4つの課題・懸念に対する本市の見解を追記する。

課題・懸念①「県が果たしてきた総合調整機能に支障が生じるおそれ」に対する本市の基本的見解は次のとおりである。

- ・特別市制度は県の総合調整機能に支障を生じさせるものではなく、むしろ県は特別市以外の補完・支援に、より一層注力することが可能となり、県内市町村の底上げを図るメリットも期待できる。
- ・首都圏では広域行政の多くは県内で完結しないため、首都圏域で都・県・特別市が連携して調整機能を果たすことで、より実効性が高まると考えられる。

課題・懸念②「財政面から、県内全域で現行水準の行政サービスが提供できなくなるおそれ」に対する本市の基本的見解は次のとおりである。

- ・特別市の創設により、県の財政不足の拡大や、行政サービス水準の低下が生じないように、財政中立の観点から、国・地方間の適切な税源配分や財政調整が可能となる新たな地方税財政制度の構築が必要である。
- ・三位一体の改革や、県費負担教職員の給与負担など、過去の大規模な権限と税財源の移譲の際にも、財政中立の観点から地方財政措置が実施されている。
- ・特別市の創設にあたっては、財政中立の観点から、国に対して新たな税財政制度の創設を要望する。

課題・懸念③「県民・市民にとって大きな費用負担が生じる」に対する本市の基本的見解は次のとおりである。

- ・県機関や県有施設の移設にともなう費用負担については、特別市が法制化され、移行に向けた取組の中で、県市間で検討・協議すべき事項である。
- ・住民サービスの水準がどう変化するかについても精査が必要であり、

県民の利用実態を考慮し、県機関や県有施設を従来の設置場所から変更しないことも考えられる。

- ・特別市の創設により、県機関・県有施設を一律に区域外に移転するのではなく、人口減少や少子高齢化など、社会経済状況にも適切に対応し、効率的・効果的に行政運営を行う観点から、次に掲げる案を含め、幅広く総合的な検討を行っていくべきものと考えられる。
- ・県機関・県有施設のあり方を検討する際の考え方の案は次のとおりとしている。

①特別市に移管する

②県と特別市の共同運営とする

③県が運営を継続し、特別市が必要な費用を負担する

課題・懸念④「住民代表機能に影響がある」に対する本市の基本的見解は、次のとおりである。

- ・特別市は県の区域外となる大都市制度であることから、効率的かつ機動的な大都市経営と住民代表機能の確保という2つの方向性から、行政区の役割や位置づけの強化を図る。
- ・区は、都市内分権によりその役割や裁量の拡充を進める一方、大都市としての一体性を損なわない行政区とし、住民の声を反映するための仕組みを強化する。また、区長を議会の同意が必要な特別職とし、区はその役割、裁量の拡充に併せ、課題に的確に対応できるよう予算を拡充する。併せて、区民の代表である区選出市会議員の区行政に対するチェック機能を強化する。
- ・特別市は一層制の自治体となるため、住民意思の反映が迅速・的確になるメリットも考えられる。国政に関しても、県と特別市が分かれることで、県・特別市双方の実態に合った発信が可能となる。特別市の法制化に向け、市会・市民との十分な議論を踏まえ、住民自治に関する制度改革や選挙制度改革を国に提案していくことも考えられる。

g 第5 横浜特別市制度創設に向けたプロセス

「2 特別市の立法化に向けた取組」について、指定都市市長会の多

様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書において提示された、特別市制度の法制化案について、次のとおり追記する。

- ・昭和31年まで地方自治法上に存在していた特別市制度を参考に、地方自治法に特別市の性格、事務等の定義等を新たに規定する形として、特別市の法的な位置付けを整理したこと。
- ・移行手続きについて、地方発意による都道府県の配置分合について規定した「地方自治法第6条の2」を参考とした手続きと、「大都市地域特別区設置法」を参考とした手続きの2つの案を提示したこと。

■特別市の法的位置付け（指定都市市長会案）

| 項目 | 考え方 |
|--------|--|
| 性格 | 特別地方公共団体 |
| 区域 | 都道府県の区域外とする（一層制自治体） |
| 事務 | 基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う |
| 税財源の調整 | 区域内における地方税は特別自治市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要） |
| 区 | 行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。 |

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）

（委員会資料抜粋）

h 横浜特別市大綱簡易版の作成

- ・本市が目指す特別市制度についてポイントを絞って作成する。
- ・特別市が本市に必要な制度であることが伝わる内容にする。
- ・制度を知らない人にも分かるよう簡潔に伝える。
- ・図表なども用いながら見やすいデザインで作成する。
- ・ボリュームはA4サイズ10ページ程度で作成する。

ウ 委員意見概要

- ・ 法制化に向けて様々なアクションを起こしている中で、横浜特別市大綱も1つのマイルストーンになるが、住民目線で、市民理解を得るという視点が特に重要である。
- ・ 様々な場で説明する際に、特別市制度とは何かが分かりやすいものを作成すべきである。
- ・ 特別市制度の論点は、交通安全や崖地対策の問題など、まさに人の安全・安心に関わることだということをしっかりと訴えていくべきである。
- ・ 権限移譲、財源移譲についての働きかけによって獲得したものはたくさんあり、これにより、市民が感じているメリットについて明示すべきである。また、特別市の法制化が難しいようであれば、いま一度この権限移譲、財源移譲について強く訴えていくべきである。
- ・ 県が様々な理由により本市からの要求・要望を受け入れてくれない事例があるため、権限と財源を本市に移譲してもらい、本市が単独で問題解決を図るべきである。
- ・ 現行制度下で認められている中で、特別市のエッセンスを取り入れていく制度を本市でも積極的に実施していくべきである。
- ・ 本市の中で完結できる問題や現行制度でできる問題については、どんどん議論を進めるべきである。
- ・ 住民から見ると、権限の線引き等とは関係ない。住民目線に立って市民からの要望を受ける側の組織をどうするべきかという視点で深く議論すべきである。

(6) 委員会（令和5年2月6日開催）

政策局より指定都市の国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について、財政局より指定都市の令和5年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について、その後、政策局より白本及び青本の見直しについて説明を聴取し、質疑を行った。

最後に、特別委員会報告書（案）について、意見交換を行い、報告書を確定した。

ア 議題

- ・ 指定都市の「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について
- ・ 調査・研究テーマ「特別自治市制度の立法化に向けたプロセス」について

イ 当局説明概要

（ア）白本及び青本の見直しについて

今年度、指定都市間で議論が進められてきた白本及び青本の見直しについては、全国市議会議長会指定都市協議会における報告を経て、令和4年11月に開催された指定都市サミット in 北九州において、指定都市特有又は共通の行財政の課題を具体化したアピール力のある要望書とするため、見直し方針が決定された。

令和6年度要望書の見直しについては、①要望項目の重点化・絞り込み、②重複掲載の解消、③冊子のビジュアル改善の3つの観点から見直しを行う。現在、事務レベルで具体的な議論を進め、令和6年度の白本作成に着手している。

令和7年度要望書に向けては、要請活動のあり方等について、指定都市議長会とも連携しながら、引き続き検討を行っていく。

5 指定都市税財政関係特別委員会による青本要望

大都市財政の実態に即応する財源の拡充について要望を行った。

- （1）自由民主党所属国会議員に対する要望（令和4年11月2日実施）
- （2）立憲民主党所属国会議員に対する要望（令和4年11月11日実施）
- （3）公明党所属国会議員に対する要望（令和4年11月4日実施）
- （4）国民民主党所属国会議員に対する要望（令和4年11月10日実施）
- （5）日本共産党所属国会議員に対する要望（令和4年11月11日実施）

6 まとめ

本委員会では、今年度の調査・研究テーマを「特別自治市制度の立法化に向けたプロセス」についてとし、これまでの大都市制度の法制度、住民目線から見た「特別市」の法制化の必要性、横浜特別自治市大綱改訂等について、当局から説明を聴取し、意見を交わしてきた。

今年度は、特別市制度を取り巻く環境について大きな変化があった。令和4年5月6日には、県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会が開催され、今後も、県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、知事、県内3指定都市市長のトップレベルでの協議を行っていくことが合意され、7月には、第54回指定都市市長会議が開催され、特別自治市の通称名として特別市を使用することが決定した。また、7月27日に、横浜・川崎・相模原3市長が共同で、「住民目線から見た「特別市」の法制化の必要性～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表するなど、特別市制度の実現に向けた機運醸成の様々な取組がなされている。

こうした情勢を踏まえ、本委員会としても9月21日の委員会において、特別市の法制化に関する要望書を国に提出することを決定した。また、11月9日には総務副大臣、衆議院総務委員長及び参議院総務委員長を訪問し、要望書の手交を行うなど、委員会としても精力的な活動を行った。

また、本市としても横浜特別市大綱について、令和3年3月の大綱改訂以降の県内3指定都市や指定都市市長会、神奈川県等における特別市をめぐる動向を踏まえ改訂する旨や、国や県が提示する特別市の課題に対する本市の見解を明示する旨、大綱の名称を横浜特別市大綱に変更する旨など、今回の改訂の趣旨等の追記を行った。

特別市制度の実現は、市民サービスの向上はもとより、交通安全等に関わることなど、住民の安全・安心な生活の確保に大いに寄与するものである。また、圏域の発展や日本の国際競争力強化によって、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものである。そのため、大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、今後も、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別市の早期実現に向けて取組を進めていくべきである。

また、特別市制度の実現に向けて、さらなる市民等の理解が必要不可欠である。市民向け講演会の開催や広報冊子の発行等により、本市が目指す特別市制度の内容、必要性、メリットなどを分かりやすく伝えていく取組の継続により機運を醸成し、より住民目線の制度実現を目指していくべきである。

○ 大都市行財政制度特別委員会名簿

| | | | |
|------|-----|------|---------------|
| 委員長 | 長谷川 | 琢磨 | (自由民主党・無所属の会) |
| 副委員長 | 森 | ひろたか | (立憲民主党) |
| 同 | 福島 | 直子 | (公明党) |
| 委員 | 梶村 | 充 | (自由民主党・無所属の会) |
| 同 | 清水 | 富雄 | (自由民主党・無所属の会) |
| 同 | 横山 | 正人 | (自由民主党・無所属の会) |
| 同 | 渡邊 | 忠則 | (自由民主党・無所属の会) |
| 同 | 大岩 | 真善和 | (立憲民主党) |
| 同 | 今野 | 典人 | (立憲民主党) |
| 同 | 加藤 | 広人 | (公明党) |
| 同 | 木内 | 秀一 | (公明党) |
| 同 | 古谷 | 靖彦 | (日本共産党) |

特別市の法制化に関する要望書

令和4年11月

横浜市会

横浜市会は、昭和22年5月の地方自治法施行に伴い、特別市制が法律に規定されたことを受け、特別市制促進実行委員会を設置して以来、半世紀以上に渡り、地方制度の調査とその改善促進を目指すとともに、大都市横浜にふさわしい新たな大都市制度の早期実現と、その実態に対応する税財政制度の確立に向けて議論を積み重ねてきました。

平成23年12月には、第30次地方制度調査会において大都市制度のあり方について審議が進められていくこと等を踏まえ、国における制度改革を働きかけるために、特別市の創設を強く要望する「新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議」を議決し、議決機関の立場として横浜市会の意思を明確に示しました。

平成24年8月には「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立し、地域の実情に応じた大都市制度の特例として道府県に特別区を設置することが可能になった一方、特別市については法制化に至っておらず、横浜市をはじめとする大都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できない不均衡な状況が今日まで継続しています。

この間も横浜市会は、令和3年6月に「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を議決し、衆参両議院議長や内閣総理大臣等に提出しているほか、令和4年2月には、横浜市を取り巻く各方面において大都市制度改革の議論が盛んになっている時機を捉え、改めて、国等において、速やかに特別市の制度化に向けた議論を始めるなど、特別市の早期実現に向けた取組を加速させることを強く要望する「「特別自治市」の早期実現に関する決議」を議決したところです。

特別市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展や日本の国際競争力強化によって、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものです。

大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別市の早期実現に取り組むべきです。

特別市の実現に向けては、国会において立法化される必要があります。ついでには、特別市の法制化に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和4年11月9日

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 内閣総理大臣 | 岸田文雄様 |
| 総務大臣 | 寺田稔様 |
| 内閣官房長官 | 松野博一様 |
| 内閣府特命担当大臣 | 岡田直樹様 |
| | (沖縄及び北方対策、地方創生、規制改革、クールジャパン戦略、アイヌ施策) |
| 衆議院議長 | 細田博之様 |
| 参議院議長 | 尾辻秀久様 |
| 衆議院総務委員長 | 浮島智子様 |
| 参議院総務委員長 | 河野義博様 |

横浜市会議長

清水 富雄

特別市の法制化に関する要望

1 特別市の法制化の早期実現

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年余りが経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市がその能力を十分に発揮できる制度的な位置付けがなされていない。

377万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行財政運営を行い、日本経済の成長を牽引していくためには、大都市制度の抜本的な改革が必要である。

指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として特別市の法制化を早期に実現すること。

2 内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進

大都市制度改革について検討がなされた第30次地方制度調査会の答申において、「特別市（仮称）」は、「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるといふ点にも意義がある」とされた。一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく必要があるとされた。

これを受け、横浜市は、令和3年3月に「横浜特別自治市大綱」を改訂し、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を提示している。

しかし、第30次地方制度調査会以降、地方制度調査会において大都市制度改革の実質的な議論はされていない状況である。

特別市の「さらに検討すべき課題」に対する横浜市の考え方も踏まえ、特別市の法制化に向けて、速やかに地方制度調査会における大都市制度改革の議論を進めること。